

2023年度 一般社団法人 山口県社会福祉士会  
事業計画

( **新** : 本年度からの新事業 )

## 1 基本方針

社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第一期中期計画（5か年目標 2020-2024）を策定しました。

本年度は、会員自身のより身近な地域の中での活動の場、会員相互交流、自己研鑽、ネットワークや会員間の相談できる横のつながりを構築できる機会であり、会員にとって参加しやすい場であるブロック活動部の活動を通して、身近な仲間と一緒に活動できる機会を増やすことで、中期計画「強い組織化-会員参加の法人運営の推進-会活動へのマンパワーの拡大」及び「強い組織化-組織体制の強化-身近な地域での活動の場づくりの推進」を図り、また、「強い組織化-会員数の増加」として、魅力ある会にして入会者を増やし退会を減らすことを目標にします。

## 2 事業方針

基本方針にもとづき、次の事業方針を掲げる。

### (1) 組織基盤の整備・強化

ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担える組織基盤の整備・強化を図るため、強い組織化、会員支援の整備・強化、事務局体制の強化を行う。

#### 1) 強い組織化

- ① 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業を推進するため、中期目標の実現に向け、第一期中期計画の実施状況を評価しながら、重点目標を掲げる。
- ② 新入会員の拡大を図るとともに、退会抑制策を講じる。
- ③ 会員参加型の法人運営の推進を目指すため、会活動へのマンパワーの拡大を進める。
- ④ 本会体制の強化を図るため、本会の業務遂行の決定と監督の強化及び会員が身近な地域での活動の場づくりの推進を行う。
- ⑤ 財政の健全化と強化を目指すため、財源と事業の均衡状態を確立するとともに、新たな収入を確保する。

#### 2) 会員支援の整備・強化

- ⑥ 日本社会福祉士会との綱紀案件事務委託契約の解除を視野に入れ、本会独自の綱紀案件対応システムの構築について検討する。
- ⑦ 会員支援の体制を整備・強化するため、ストレスケアや会員の権利擁護的機能としてスーパーバイズ機関の周知及び整備を行う。

#### 3) 事務局体制の強化

- ⑧ 業務運営の安定化と効率化を図れるよう、事務局体制を強化する。

### (2) 次世代・後継者育成の強化

社会福祉士として、次世代を担う子供たち、資格取得を目指す方、そして、後継者の育成を図る。

#### 1) 次世代育成の取組み強化

- ① 社会福祉士を目指す子どもたちを増やすため、子どもへの働きかけを推進する。
- ② 社会福祉士資格取得を目指す学生に対して、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する。また、養成施設との連携強化を図るため、実習連絡協議会等への会員派遣を行う。
- ③ 権利擁護と福祉の増進に貢献できる資質を有する社会福祉士の養成を目指して、社会福祉士国家試験の合格に資することができるように、全国統一模擬試験の機会を提供する。

## 2) 後継者育成の強化

- ④ 社会福祉士後進育成のため、実習指導者の養成と実習現場の支援の推進を行う。

## (3) 権利擁護及び地域福祉の増進

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進を図るため、ブロック活動部の強化、公益事業部の強化・拡充、委託事業部の強化を行う。

### 1) ブロック活動部の強化

- ① 活動機会の最低水準化、会員相互交流の活性化、地域に即した活動の強化やまちづくりへの参画推進を図るとともに、会員ファーストや計画に応じた財源導入を意識化することで、ブロック活動を活性化させて、参加率の向上に向けた取り組みを行う。

### 2) 公益事業部の強化・充実

- ② 権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進を図るため、権利擁護センターぱあとなあ山口委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ③ 子ども家庭支援に関する事業の促進を図るため、スクールソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ④ 罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進を図るため、刑事司法ソーシャルワーカーの養成を検討する。
- ⑤ 災害支援事業の推進を図るため、災害対応ガイドライン・マニュアルの周知及び実効性の向上に取り組むとともに、災害支援協力員の拡大や災害支援協力員のネットワークの推進を行う。

### 3) 委託事業部の強化

- ⑥ 障害者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、障害者権利擁護センター運営事業を充実させる。
- ⑦ 高齢者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、高齢者虐待対応関係者研修を充実させる。また、権利擁護支援専門職チームの機能強化を図る。
- ⑧ 社会福祉士の専門性を発揮させるため、新たな委託事業の獲得を進める。

## (4) 専門性の向上

社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるため、キャリアアップ体制の強化、専門的・実践能力の向上、認定社会福祉士制度の普及・認定社会福祉士取得の推進を行う。

### 1) キャリアアップ体制の強化

- ① 生涯研修制度の周知及び企画運営への活動率の向上を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

### 2) 専門的・実践力の向上

- ② 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化を図るため、地域を基盤として独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取組みの促進、ジェネラルな視点を持ったスペシフィックなソーシャルワーカーの育成、理論とアプローチに基づいた実践力の向上及び高い倫理観の確立を行う。
- ③ 実践研究・実践報告の推進を図るため、実践で得られた知識や技術を発表する機会を確保し、実践力、報告力及び実践研究の質を向上させるとともに、会員間で共有する機会を提供する。
- ④ e-ラーニングの普及・活用の推進を図る。

### 3) 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進

- ⑤ 基礎研修の促進・充実を図るため、基礎研修の質を担保させる取り組みを行う。
- ⑥ スーパービジョン体制を構築し、バイザーの育成とフォローアップの推進を行う。
- ⑦ 認定社会福祉士の資格取得支援の推進を図るため、取得しやすい環境の整備や認定社会福祉士へのフォローアップを行う。

### (5) 発信力の強化

本会の事業の取り組みや社会福祉士の専門性などの情報発信の強化を図り、社会的認知の向上を図る。

#### 1) 情報発信の強化

① 会の役割・責任・魅力発信の強化を図るため、情報発信の内容や方法などの検討を行う。

#### 2) 社会的認知度の向上

② 社会福祉士の役割と機能を浸透させるため、ソーシャルワーカー関係団体以外や企業・異業種へ個々の社会福祉士の存在感を発信する。

### (6) ネットワークの構築・強化

会員相互の交流促進、そして、行政や県内外のソーシャルワーク関連団体及び関連団体以外との連携を進め、ネットワークの構築を図る。

#### 1) 会員相互の交流促進

① 社会福祉士は知識・技術を習得するだけでなく、会員相互のネットワークも備えておくことが求められる。会員相互交流の場の拡充を図るため、個々の社会福祉士の存在感を発信するとともに、SNSなどの電子情報媒体の活用やネットワークリストの普及・拡大に向けた取り組みを行う。

#### 2) 行政との連携

② 行政との連携強化を図るため、地域における活動基盤の強化・拡大に取り組む。

#### 3) 県内のソーシャルワーカー関係団体との連携

③ 山口県ソーシャルワーカー連盟との連携強化を図るため、年2回連盟協議会へ参画するとともに、SWDの協働開催やソーシャルアクションの推進を行う。

④ 四会連絡協議会との連携強化を図るため、協定書に基づいた取り組みを行う。

#### 4) 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携

⑤ 山口県弁護士会との連携強化を図るため、協定書に基づいた活動の強化を行う。また、分野別団体との連携促進を図るため、研修などの後援申請の増進や連絡会等への参画推進を行う。

#### 5) 県外のソーシャルワーカー関係団体との連携

⑥ 日本社会福祉士会との連携強化を図り、広く社会福祉の向上に貢献する。

⑦ 中国ブロック県士会との連携強化を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

⑧ 都道府県社会福祉士会との連携強化を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

## 3 事業

事業遂行は、オンデマンド形式・オンライン形式・集合形式・ハイブリット形式など、内容の目的や効果に応じて方法を選択しながら実施する。

### (1) 役員会等の開催

事業方針にもとづき、役員会等並びに各部及び委員会等は次の事業を行う。

① 定時社員総会 年2回

② 通常理事会 年4回

③ 業務執行理事会 年4回

④ 業務執行理事及び総合企画部担当理事合同会議 年1回

⑤ ブロック長会議 年1回

⑥ ブロック長及び総合企画部担当理事合同会議 年1回

⑦ 監査 年1回

⑧ 各部・各委員会・各ブロック会議 随時

### (2) 委託事業部

事業方針にもとづき、委託事業部は次の事業を行う。

■委員会名：障害者権利擁護センター委員会

- 担当理事：服部恭弥
- 委員長：磯地美香
- 副委員長：石津育幸
- 委員：岡本英樹、伊藤孝司、平岡龍一郎、原田和夫、岡崎千恵美、河口鈴佳、荒川奈津枝、石川智子、森尾憲嗣

<p><b>【委員会設置目的】</b> 社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発生後に適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る権利擁護等に関する事業を行う。</p>
<p><b>【基本方針】</b> ○ 障害者虐待防止法の周知啓発を図る。 ○ 障害者虐待防止について、研修会、派遣活動等を通じて適切な支援を行う。</p>
<p><b>【重点目標】</b> 障害者虐待防止法の一層の周知啓発を図るとともに、障害者虐待の未然防止に向けた取り組みを図る。</p>
<p><b>【活動内容】</b> 山口県より、障害者権利擁護センター運営事業を受託（予定）し、次の事業を展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 山口県障害者権利擁護センターの設置 使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理</li><li>2 相談窓口の設置 社会福祉士1名を配置し、障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介</li><li>3 支援専門職チームの派遣 障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他援助</li><li>4 虐待事例の分析・市町の事例検討会への専門的助言 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報収集、分析及び提供並びに市町の事例検討会への専門的助言</li><li>5 障害者虐待防止・権利擁護研修の開催</li><li>6 関係機関等に対する普及啓発及び研修</li><li>7 障害者差別解消法の相談窓口の設置</li></ol>

■委員会名：高齢者権利擁護推進委員会

- 担当理事：吉村直美
- 委員長：内藤誠
- 委員：長岡佐都子、安光洋平、川口里美、宮下紀子、久保晃代、大野慶太

<p><b>【委員会設置目的】</b> 権利擁護業務等について社会福祉士としての専門性を発揮することができるように、また、社会福祉士間のネットワークづくりや個々のスキルアップを図ることを目的として研修等を開催し、地域包括支援センターに従事する社会福祉士を支援する。</p>
<p><b>【基本方針】</b> ○ 地域包括支援センターにおいて対応に苦慮することが多い「高齢者虐待対応」についての研修会や情報交換をおこなう機会をつくることで、県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。 ○ 研修会を通じ、各圏域の地域包括支援センターが抱える課題について、圏域に所属する地域包括支援センター虐待対応者同士が身近な相談者となり、課題解決ができるようネットワーク形成を図る。</p>
<p><b>【重点目標】</b> 県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。</p>

**【活動内容】**

山口県より、高齢者権利擁護推進事業、地域包括ケア専門職派遣システム構築事業、住宅改修等点検に係る専門職派遣事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

**1 高齢者権利擁護推進事業**

- (1) 相談調整窓口の設置
- (2) 権利擁護支援専門職チームの派遣、及び派遣効果や課題の検証
- (3) 高齢者虐待対応等の権利擁護に関する事例検討会及び業務についての悩みやストレスの解消につながる研修会や情報交換会の開催

**2 地域包括ケア専門職派遣システム構築事業**

- (1) 相談調整窓口の設置
- (2) 地域包括支援センター等への専門職や学識経験者派遣

**3 住宅改修等点検に係る専門職派遣事業**

- (1) 相談調整窓口の設置
- (2) 市町への専門職派遣

**4 委員会を年3回開催**

上記の事業の遂行にあたり年3回委員会を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

**■委員会名：子ども権利擁護推進委員会**

○担当理事：杉山美羽

○委員：梅木幹司、讃井康一、橋本達哉、森永真里子

**【委員会設置目的】**

子どもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）し、子どもの権利擁護体制を充実させるため、県が設置する社会福祉審議会等を活用し、県の実情に合わせた、児童養護施設等に入所する児童の意見表明を受けとめる体制づくりを検討・実践する。

**【活動内容】**

山口県より、子どもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

- 1 意見表明支援員の配置
- 2 訪問型アドボカシーサービスの仕組みづくり
- 3 意見表明支援員の養成研修
- 4 アドボカシーの周知・啓発
- 5 訪問型アドボカシー相談
- 6 報告書の作成

事業実施結果や子どもの権利擁護体制充実に向けての今後の方策の提案を盛り込んだ報告書の作成

**(3) 公益事業部**

事業方針にもとづき、公益事業部は次の事業を行う。

**■委員会名：権利擁護センターぱあとなあ山口委員会**

○担当理事：安光洋平

○委員長：安光洋平

○副委員長：金江浩子、藤井哲治

○委員：平本康喜、大野繁己、鬼木泰子、深谷豊、野原徹、越智尚史、池本恭子、西村陽子、佐藤義浩、吉村直美

**【委員会設置目的】**

社会福祉の援助を必要とする山口県民が地域で自立した生活を送ることができるように、権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業を行う。

**【基本方針】**

○ 地域住民が抱える課題解決やニーズに応えるため、社会福祉士が身近な存在となるよう、社会福祉士の活動を広く地域住民に周知していくことができるように努める。

- 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び対人援助技術等の向上を目指す。
- 各圏域の活動を活性化し、会員同士の顔が見える関係をつくることで、相互に協力し支え合う組織づくりを目指す。
- 弁護士会等の職能団体や関係機関との協同、連携の強化に努める。

### 【重点目標】

- 1 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組の向上を目指す。
- 2 成年後見制度利用促進に向けた体制整備への協力。

### 【活動内容】

- 1 **権利擁護に関する相談事業**
  - ・本会事務局に相談窓口を設置
  - ・成年後見等無料相談会の開催
  - ・山口県弁護士会が実施している高齢者・障害者出張相談へのスタッフ派遣
- 2 **未成年後見人等・成年後見人等候補者の推薦に関する事業**
  - ・未成年後見人等、成年後見人等の推薦
  - ・未成年後見人等、成年後見人等受任者の支援
  - ・ばあとなあ名簿追記登録審査、ばあとなあ名簿登録審査
  - ・ばあとなあ山口活動報告システムの導入 **新**
  - ・ばあとなあ活動報告チェック（年2回）
  - ・日本社会福祉士会と連携して、ばあとなあ活動報告チェック
  - ・業務監査委員会の開催（年2回）
  - ・本会事務局に相談・苦情受付窓口を設置
- 3 **研修等に関する事業**
  - ・成年後見人材育成研修への受講者の推薦
  - ・名簿登録研修の開催
  - ・名簿登録更新研修の開催
  - ・圏域ごとに弁護士会との合同勉強会の開催
  - ・ばあとなあ山口全体会議で事例検討や勉強会の実施（年4回）
- 4 **啓発事業に関する事業**
  - ・成年後見制度活用セミナーの開催（年1回）
- 5 **権利擁護に関する専門職団体、関係機関との連携に関する事業**
  - ・日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあとの連携
  - ・山口県弁護士会との合同勉強・協議会の開催（年3回）
  - ・行政、関係機関などへの会員の派遣
- 6 **成年後見制度利用促進に向けた体制整備への協力**
  - ・成年後見利用促進計画に関する三士会（本会、山口県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート山口支部）との連携・協力
  - ・山口家庭裁判所との連絡協議会への出席
  - ・市町の成年後見制度利用促進に向けた体制整備への参画
  - ・ばあとなあ山口会員への成年後見制度利用促進に関する情報提供
- 7 **本会の他委員会との協働・連携**
  - ・本会主催の研修会への協力
  - ・ばあとなあ山口の情報伝達手段を活用した情報提供や協力要請
  - ・虐待対応専門職チームへの参画
- 8 **委員会・全体会議の開催（年4回）**
  - 第1回目：2023年04月22日（土）審議事項）2022年度事業報告、決算報告など
  - 第2回目：2023年08月05日（土）
  - 第3回目：2023年12月02日（土）
  - 第4回目：2024年01月27日（土）審議事項）2023年度事業計画、収支予算など

## 9 その他、権利擁護に関すること

### ■委員会名：スクールソーシャルワーク委員会

- 担当理事：中村幸一郎
- 委員長：中村幸一郎
- 副委員長：道中朋子
- 委員：中村あゆみ、藤田和博、森永真里子

#### 【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、スクールソーシャルワークに関する事業を行う。

#### 【基本方針】

- 県のFRアドバイザーに登録される社会福祉士（SSW）の推薦をする。※令和3年度からは年度ごとに募集をせず、登録解除時のみ受付けする。
- 県内のいじめ問題に関する協議会や対策委員会、調査委員会、検証委員会等に会員を推薦する。
- SSWの資質向上のための、①SSW研修会（いじめの内容を含める）、②SSW初任者等研修を県精神保健福祉士協会、他県社会福祉士会等と共同で開催する。また勉強会として③SSW未来塾を実施する。
- フードバンク山口及び株式会社アービングと連携して、貧困家庭への支援を展開する。
- SSWの待遇確保のため、雇用条件等のアンケートを実施し、適切な機関へ情報提供する。
- スクールソーシャルワークの実践を通して、子どもやその家族へ最善の支援を行っていく。

#### 【重点目標】

- 1 定期的な研修や勉強会の開催により、会員の資質向上に努める。
- 2 子ども、保護者、学校、教育委員会など関係機関からのクレームに対して早期に対応し、不適切な支援についての指導とスキル向上のための支援を行い、関係の改善と信用の向上に努める。
- 3 フードバンク山口及び株式会社アービングと連携し、貧困家庭への支援の実績を積む。

#### 【活動内容】

- 1 研修  
現任者への研修の企画・運営
- 2 苦情・要望の受付窓口
- 3 他団体との連携  
精神保健福祉士協会のSSW担当部局との連携
- 4 その他、SSW事業に関わること

### ■委員会名：キャリア教育推進委員会

- 担当理事：尾中未来
- 委員長：山中将嗣
- 副委員長：則近あゆみ
- 委員：佐伯美由紀、吉本暁子

#### 【委員会設置目的】

次世代・後継者育成の強化等に関する事業を行う。

#### 【基本方針】

- 次世代育成の取組み強化として、①子どもへの働きかけ推進、②養成施設への働きかけ・連携の強化、③資格取得支援の推進を行う。
- 後継者育成の強化として、社会福祉士実習指導者の養成・支援を行う。現指導者の資質向上のためのフォローアップを行い、質の高い実習指導の提供に寄与していく。

<p><b>【重点目標】</b></p> <p>1 次世代育成を目的とし、職能や会の魅力発信を行う。県内養成校との連携強化を図るため、ブロックと協働し身近な社会福祉士から発信できるようにする。</p> <p>2 後継者育成を継続的に行えるよう、実習指導者養成を行い、県内養成校の学生が多くの施設で実習できるよう、指導者の増員・確保を目指す。現指導者のスキルアップ、フォローアップを実施し、質の向上及び実習指導へのモチベーションアップを図る。</p>
<p><b>【活動内容】</b></p> <p>1 <b>子どもへの働きかけ推進</b> 子どもへの働きかけを推進し、社会福祉士を目指す子どもたちを増やす取り組みを行う。 ・ふくしの寺子屋授業の実施（ブロックとの連携）</p> <p>2 <b>養成施設への働きかけ・連携の強化</b> 山口県立大学、至誠館大学、YIC 介護福祉専門学校等にて、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する。養成校のあるブロックの協力を得て実施していく。学生や教員との意見交換を行う。 山口県立大学等の実習連絡会議へ出席し、情報収集及び情報発信を行う。養成校との連携を図り、後継者育成に寄与していく。</p> <p>3 <b>社会福祉士実習指導者の養成・支援</b> 社会福祉士実習指導者フォローアップ研修の開催 社会福祉士実習指導者講習会の開催</p> <p>4 <b>資格取得支援の推進</b> 社会福祉士全国統一模擬試験の実施</p> <p>5 <b>委員会の開催</b></p>

■委員会名：司法ソーシャルワーカーの養成機関の立ち上げに向けた準備会

○担当理事：山本孝博

○委員長：讚井康一

○委員：遠藤嵩大、富海隆、橋本嘉美、大田純子

<p><b>【準備会設置目的】</b> 養成機関立ち上げに向けて必要なニーズ把握及び組織体制について検討する。</p>
<p><b>【基本方針】</b></p> <p>○ 関係機関との協議 ・会員へのニーズ及び実態把握、意見交換等</p> <p>○ 社会福祉士会内における準備 ・会員に対して行うこと⇒会員のニーズ及び実態把握・意見交換等 ・事務局及び理事会に対して行うこと⇒立ち上げる組織の仕組み、運用の検討等</p>
<p><b>【活動内容】</b></p> <p>1 <b>準備検討会</b> (1) 司法ソーシャルワーカーの養成機関の立ち上げに向けた組織及び運営体制の検討、理事会への提案。 (2) 司法ソーシャルワーカーの機能や役割について運営委員の共通理解をはかる。</p> <p>2 <b>関係機関との連携</b> (1) 山口県弁護士会との意見交換 司法・福祉領域の実情やニーズのほか今後の展望等について意見交換を通じて、具体的な組織、運営体制の検討を進める。 (2) 四会連携運営会議（山口県弁護士会、山口県社会福祉協議会、山口県精神保健福祉士協会、山口県社会福祉士会）への参加 各会の取り組み状況及び各会の司法ソーシャルワーカーに対するニーズ等の把握し、具体的な組織、運営体制の検討を進める。</p> <p>3 <b>会員に対する活動状況の報告及び研修の実施</b></p>



- (1) 司法ソーシャルワーカーに関する研修会及び意見交換会を開催  
2022年度に開催したオリエンテーションのアンケートを踏まえた内容とする。

■委員会名：スーパービジョン委員会

○担当理事：橘康彦

○委員：橘康彦、尾中未来、伊藤孝司、橋本達哉、讃井康一、鬼木泰子、須原志保

【委員会設置目的】

認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進に関する事業を行う。

【基本方針】

認定社会福祉士認証・認定機構が定める「認定社会福祉士制度スーパーバイザー実施要綱」に基づき、本会所属会員が本会を介してスーパービジョンを実施する際のサポートを行う。対象は、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の取得及び更新を目的として実施するスーパービジョンに限らない。

- (1) バイザー名簿の作成及びバイザーへのバイザー情報提供
- (2) スーパービジョン仮申し込み及び本申し込み受付
- (3) バイザーとバイジールのマッチング
- (4) スーパービジョンに係る経費の請求・受領及び支払、受講管理
- (5) スーパービジョンの進捗状況の把握
- (6) バイザー、バイジールの相談及び苦情対応
- (7) バイザー、バイジールへの助言・指導
- (8) バイザーのスキルアップ
- (9) バイザー、バイジールのフォローアップ体制の構築
- (10) その他バイザー及びバイジールからの申し出に対する事務処理等
- (11) 認定社会福祉士の資格取得支援の推進
- (12) その他本委員会設置目的に合致する事項

【活動内容】

1 委員会の開催

定期的、且、必要に応じて委員会委員会議を開催して、次のことを行う。

- ・バイザーとバイジールのマッチング
- ・スーパービジョンの進捗状況の把握
- ・バイザー、バイジールの相談及び苦情対応
- ・バイザー、バイジールへの助言・指導
- ・バイザー、バイジールのフォローアップ体制の検討
- ・その他バイザー及びバイジールからの申し出に対する事務処理等  
(定期開催日時)

4、7、10、1月の第3火曜日の18時30分から20時まで、基本はオンライン。

2 スーパービジョンに係る事務処理

本会事務局で、次のスーパービジョンに係る事務処理を行う。

- ・委員会委員会議の開催調整
- ・バイザー名簿の作成及びバイザーへのバイザー情報提供
- ・スーパービジョン仮申し込み及び本申し込み受付
- ・スーパービジョンに係る経費の請求・受領及び支払、受講管理

(4) 総合企画部

事業方針にもとづき、総合企画部は次の事業を行う。

○部会長：野上明子

○担当理事：藤本真樹、上野綾乃、安田風明、長岡佐都子、越智尚史

【委員会設置目的】

社会情勢の変化に伴い社会福祉及び介護を取り巻く状況の変化に応じて、職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を推進することで、社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技

術の専門性と倫理性を常に向上させるとともに、社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。

**【基本方針】**

第一期中期計画の基本方針に基づき、目標の達成を見据えた事業展開を行う。

**【重点目標】**

本年度も引き続き、第一期中期計画の目標の達成を見据え、一つ一つできることから取り組むとともに、実施状況の評価を行う。

**【活動内容】**

**1 組織基盤の整備・強化を図るため、次の事業を進める。**

**(1) 強い組織化**

1) 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業の推進

① 第一期中期計画の実施状況の評価を行う。

② 重点目標を設定する。

③ 第二期中期計画の検討を行う。 **新**

2) 会員数の増加

① 会員数 750 名を目標に、ブロック活動部の協力を得て、ブロック単位で新入会員獲得目標を掲げて入会促進を図る。

② 当会独自の入会促進キャンペーン及び退会抑制策について検討を行う。

3) 会員参加の法人運営の推進

① 企画や運営を担う会員を募集し、次の 4 つの企画チームを立ち上げるとともに、

他部の協力を得ながら、事業遂行を図る。

・第 28 回定時社員総会時 (6 月末) の講演会

・第 29 回定時社員総会時 (3 月末) の講演会

・広報強化

・独立型社会福祉士実践報告&会員交流会

**(2) 会員支援の整備・強化**

1) 綱紀案件対応の整備

① 本会独自の綱紀案件対応システム構築に向けての継続検討。

**(3) 事務局体制の強化**

1) 研修に係る作業の効率化を図る。

**2 権利擁護及び地域福祉の増進を図るため、次の事業を進める。**

**(1) ブロック活動部の強化**

1) 活動量の最低水準化

全ブロックにて、オリエンテーションの開催。

2) 地域に即した活動の強化

総合企画部&ブロック活動部合同会議を開催し、ブロック活動の活性化についての意見交換・検討。

3) 会員ファーストの活動重視

ブロック活動への非会員からの参加費の徴収を継続。

4) 計画に応じた財源導入の意識化

必要な財源を投資し、ブロック活動の活性化を図る。

**(2) 公益事業部の強化・拡充**

1) 災害支援事業の推進

① 会報や会員のしおりを通して、災害対応ガイドライン及びマニュアルの周知。

② 災害支援協力員の募集継続。

**3 専門性の向上を図るため、次の事業を進める。**

**(1) キャリアアップ体制の強化**

1) 生涯研修の普及・推進

① 会報や会員のしおりを通して、生涯研修制度についての周知。

② 企画運営への活動率の向上を図るため、4 つの企画チームの立ち上げ。

## (2) 専門的・実践能力の向上

### 1) 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化

- ① 第 29 回定時社員総会時の講演会の内容をジェネラルな視点を持ったスペシフ

イ

ックなソーシャルワーカーの育成に向けての研修実施。

- ② 第 28 回定時社員総会時に倫理綱領・行動規範に関する研修実施。

- ③ 独立型社会福祉士実践報告&会員交流会の実施。

### 2) 実践研究・実践報告の推進

- ① 基礎研修Ⅱ・Ⅲ「実践評価・実践研究系科目」の部分受講の受け入れ実施。

### 3) e-ラーニングの普及・活用の推進

- ① 日本社会福祉士会の e-ラーニング事業にかかる本会に所属する正会員が視聴する際の費用を本会が負担する。但し、一部の有料講座に関しては自己負担とする。

- ② 基礎研修の講義部分は、e-ラーニングを使用する。

## (3) 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進

### 1) 基礎研修の促進・充実

- ① 基礎研修の質の担保

・ファシリテーター要請・育成を継続実施。

- ② 受講者数の増加

・受講費減額キャンペーンを継続実施。(2023 年度、2022 年度の入会者に限り、基礎研修Ⅰ受講費 15,000 円を 10,000 円とする)

- ③ 認定社会福祉士制度の周知

・会報や会員のしおりを通して周知を図る。

### 2) 認定社会福祉士の資格取得支援の推進

- ① 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催

## 4 発信力の強化を図るため、次の事業を進める。

### (1) 情報発信の強化

- 1) 会報 Joy'n、ホームページ、LINE や Facebook など情報発信の内容などを検討して、広報の強化を図る。**新**

- 2) 定期的に情報発信(年 5 回(5 月末、7 月末、9 月末、11 月末、2 月末))を行う。

### (2) 社会的認知度の向上

- 1) 社会福祉士人材バンク制度の普及啓発。

## 5 ネットワークの構築・強化を図るため、次の事業を進める。

### (1) 会員相互の交流促進

- 1) ネットワークリストの普及・拡大。

- 2) LINE 公式アカウント及び Facebook を用いて情報発信。

- 3) ブロック活動部の活動強化を図る。**新**

### (2) 行政との連携

- 1) 各種委員等へ会員を推薦する。

### (3) 山口県内のソーシャルワーカー関係団体との連携強化

- 1) 年 2 回程度の連絡協議会への参画。

- 2) ソーシャルワーカーデーイベントを共催開催。

### (4) 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携

- 1) 協定書に基づき、権利擁護センターぱあとなあ山口と山口県弁護士会の高齢者障害者権利擁護センターとで協働事業を行う。

- 2) 四会連絡協議会への参画。

- 3) 研修開催においては、積極的に後援申請を行う。

- 4) 各種連絡会等への会員派遣。

### (5) 県外のソーシャルワーカー関係団体との連携

- 1) 日本社会福祉士会との連携強化

- ① 日本社会福祉士会主催研修や会議等への会員の推薦・派遣。
  - ② 日本社会福祉士会の生涯研修センター及び各種委員会等との連携・協力。
  - ③ 網紀案件事務委託契約の締結。
- 2) 中国ブロック県士会との連携強化
- ① 中国ブロック会議への出席。
  - ② 協定に基づき、基礎研修ⅠⅡⅢ振替受講の受け入れ実施。

## (5) ブロック活動部

事業方針にもとづき、ブロック活動部は次の事業を行う。

### ■岩国市・和木町ブロック

○ブロック選出理事：野上明子

○ブロック長：山根茂樹

#### 【重点目標】

- 社会的ニーズ又は地域課題に即したブロック研修を計画する。
- 研修を通して会員の資質向上と地域活動の活性化に繋げる。
- 会員及び福祉従事者等と親睦を図り、圏域のネットワーク強化を図る。

#### ブロック独自事業

##### 1 定例会

月の担当者を割り当て、活動内容については、その担当者に委ねる。内容については多種多様に開催する。

- ・偶数月の第3金曜日開催予定
- ・会場 岩国市福祉会館 時間 19時～21時

##### 2 情報提供・情報共有

メーリングリストを通じて研修や交流会の案内に限らず、各々の相談や意見交換が出来るツールとして活用する（現在の登録者数90名）

##### 3 仲間と絆を深めよう会（年2回 懇親会、新年会）

方法：居酒屋での人数制限又はオンライン飲み会

#### 全ブロック共通事業

##### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

8月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

##### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

- ・個別地域ケア会議への参加（岩国市地域包括支援センター依頼：随時）
- ・いわくに住環境・福祉機器研究会の出席（代表者1名）
- ・岩国市地域包括ケア推進協議会の出席（圏域各1名）
- ・岩国市介護認定審査会、障害支援区分審査会の出席（要請時、対応）

##### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

##### 4 会員数の増加

新規会員数 3名を目指し、入会促進を図る。

##### 5 基礎研修Ⅰ中間課題の取り組みへの協力 **新**

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

（基礎研修Ⅰの中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所（独立型社会福祉士事務所を含む）で活躍している先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカーとしての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業

務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。)

## ■柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック

○ブロック選出理事：安田風明

○ブロック長：亀山雄樹

### 【重点目標】

- コロナ禍における会員同士のネットワーク強化をさらに促進する。
- 会員のニーズに対応した研修計画に基づき、研修を開催する。

### ブロック独自事業

#### 1 定例会（ブロック研修会・会議）

「しゃべり BAR in サザンセット」

隔月（偶数月）の第2金曜19時～

【内容】・「令和5年度ブロック活動計画」に基づいたテーマでの研修開催

- ・ ソーシャルワーカーとしての悩み相談、事例検討
- ・ 必要に応じブロック会議での協議
- ・ 他の職能団体や関係機関等との連携

#### 2 情報提供・情報共有

本会HPやメーリングリストをはじめとする連絡手段を用いながら、ブロック研修会や会議等の周知を図る。また、本会未加入者へ入会の呼びかけを行う。

### 全ブロック共通事業

#### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める会として開催する。

#### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

#### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

#### 4 会員数の増加

新規会員数3名を目指し、入会促進を図る。

#### 5 基礎研修Ⅰ 中間課題の取り組みへの協力 **新**

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

（基礎研修Ⅰの中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所（独立型社会福祉士事務所を含む）で活躍している先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカーとしての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。)

## ■周南市・下松市・光市ブロック

○ブロック選出理事：藤本真樹

○ブロック長：白井智寛

### 【重点目標】

- ブロック活動の活性化と会員相互の繋がり強化
- 地域貢献に向けた取り組みの実施

## ブロック独自事業

### 1 ブロック会議・研修会

時事的課題等をテーマに、ネットワークの形成・資質の向上・困難事例への対応策検討・多職種連携等を目的とした研修会の実施だけでなく、会員相互の交流の場として活用し、社会福祉士の精神的なサポートも含めて年6回程度開催する。

### 2 情報提供・情報共有

ブロックLINE、県士会のHPやメーリングリスト等を積極的に活用し、研修会案内などの情報発信や会員相互の繋がりを深める。

### 3 成年後見制度利用促進に関する取組

成年後見制度利用促進に向け、制度啓発や社会福祉士のPRも兼ね相談会を開催する。また、行政や関係団体との連携強化に努め、専門性を発揮していく。

## 全ブロック共通事業

### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、eラーニングなど

### 4 会員数の増加（全ブロック共通事業）

新規会員数13名を目指し、入会促進を図る。

### 5 基礎研修Ⅰ中間課題の取り組みへの協力 **新**

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

（基礎研修Ⅰの中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所（独立型社会福祉士事務所を含む）で活躍している先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカーとしての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。）

## ■山口市・美祢市ブロック

○ブロック選出理事：尾中未来

○ブロック長：野原徹

○副ブロック長：大枝康祐

### 【重点目標】

- 研修参加を通して会員としての意識を高める。
- 会員同士のネットワークを作り、顔の見える関係づくりを目指す。
- 他職能団体や関係機関との連携を強化する。

## ブロック独自事業

### 1 研修会

会員のスキルアップや連携強化につながるような研修を以下の予定で実施する。

- ① 05月 ブロック会議
- ② 08月 ブロック研修（お仕事紹介）
- ③ 09月 ブロック研修（講師）
- ④ 11月 ブロック研修（お仕事紹介）
- ⑤ 01月 ブロック研修（講師）

## 2 情報提供・情報共有

ブロック LINE や県士会の HP、メーリングリストを活用し、情報の共有と会員相互の繋がりを深める。他ブロックとの連携。LINE を活用したアンケートの実施。

### 全ブロック共通事業

#### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

7 月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

#### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

#### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

#### 4 会員数の増加

新規会員数 10 名を目指し、入会促進を図る。

#### 5 基礎研修 I 中間課題の取り組みへの協力 **新**

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

(基礎研修 I の中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所(独立型社会福祉士事務所を含む)で活躍している先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカーとしての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。)

### 公益事業部協働事業

#### 1 キャリア教育推進委員会 **新**

(1) 社会福祉士全国統一模擬試験のスタッフ(試験管)にブロック会員を派遣する。

(2) 社会福祉士・社会福祉士会の PR 活動の一環として、社会福祉士養成校の山口県立大

学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

## ■防府市ブロック

○ブロック選出理事：越智尚史

○ブロック長：瀧口コヅエ

### 【重点目標】

- 未加入者を勧誘して新しい会員を増やす。
- 「多職種」・「他職種」連携が図れるような仕組みや顔の見える関係性を作る。
- コロナ禍でも参加しやすい研修を企画する。

### ブロック独自事業

#### 1 勉強会及び情報交換会(4か月に1回)

- ・なるべく参加しやすい研修を企画し開催する。
- ・勉強会等を通じていろいろな士業の役割を知って連携する。
- ・勉強会や情報交換会に参加した未加入者への入会の呼びかけを行う。

#### 2 他団体との合同研修会

防府薬剤師会等と合同で年3回研修会開催する。

#### 3 情報提供・情報共有

- ・メーリングリストを活用し、会員相互の連携や親睦が図れるようにする。
- ・LINE グループの充実を図る。会員以外に興味のある方にも声掛けできるように情報共有する。

#### 4 親睦会（顔の見える関係作り）

- ・研修会後の交流会など企画して開催する。

#### 全ブロック共通事業

##### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

##### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

##### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

##### 4 会員数の増加

新規会員数2名を目指し、入会促進を図る。

##### 5 基礎研修Ⅰ中間課題の取り組みへの協力 **新**

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

（基礎研修Ⅰの中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所（独立型社会福祉士事務所を含む）で活躍している先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカーとしての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。）

#### ■宇部市ブロック

○ブロック選出理事：長岡佐都子

○ブロック長：安光洋平

#### 【重点目標】

- 会員間の相互のつながりの強化
- 会員数の増加
- 会員が参加したいと思える研修の開催

#### ブロック独自事業

##### 1 定例会

###### (1) 勉強会

テーマ：EAP（従業員支援プログラム）

日時：5月20日（土）9：30～11：30

場所：オンライン

###### (2) 勉強会

テーマ：EAP（従業員支援プログラム）

日時：7月中

場所：オンライン

###### (3) 新人会員歓迎会・オリエンテーション

日時：6月中

#### 全ブロック共通事業

##### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

##### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。



### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

### 4 会員数の増加

新規会員数 3名を目指し、入会促進を図る。

### 5 基礎研修Ⅰ 中間課題の取り組みへの協力 **新**

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

(基礎研修Ⅰの中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所(独立型社会福祉士事務所を含む)で活躍している先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカーとしての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。)

### ブロック持ち回り事業

#### 1 ソーシャルワーカーデーin やまぐち

ソーシャルワークの専門職団体との共催で、学生や県民にソーシャルワーカーの存在と役割や魅力を発信する。今年度の企画運営は、西部ブロック(下関市ブロック、山陽小野田市ブロック、宇部市ブロック)が担当する。

## ■山陽小野田市ブロック

○ブロック選出理事：山高正義

○ブロック長名：若松勇輔

### 【重点目標】

- ブロック会員のネットワークづくり
- ブロック会員による他機関とのつながりを強化
- 社会福祉士として活躍場を広げるためのスキルアップ研修会の実施

### ブロック独自事業

#### 1 研修会

年に4回程度の情報交換会や研修会を開催。

#### 2 会員同士の連携強化

会員間の交流を深め、ブロックの活性化へと繋げる。

#### 3 情報提供・情報共有

SNSを整備して、ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。

### 全ブロック共通事業

#### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

#### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

#### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

#### 4 会員数の増加

新規会員数3名を目指し、入会促進を図る。

#### 5 基礎研修Ⅰ 中間課題の取り組みへの協力 **新**

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

(基礎研修Ⅰの中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所(独立型社会福祉士事務所を含む)で活躍して

いる先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカーとしての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。）

### ブロック持ち回り事業

#### 1 ソーシャルワーカーデーin やまぐち

ソーシャルワークの専門職団体との共催で、学生や県民にソーシャルワーカーの存在と役割や魅力を発信する。今年度の企画運営は、西部ブロック（下関市ブロック、山陽小野田市ブロック、宇部市ブロック）が担当する。

### ■萩市・長門市・阿武町ブロック

○ブロック選出理事：中村幸一郎

○ブロック長名：松田友也

#### 【重点目標】

- 新規入会の促進、会活動の活性化。
- 研修会や親睦会の開催により、会員同士・関係機関とのネットワーク強化。
- メーリングリスト等を活用し、会の情報を発信していく。

### ブロック独自事業

#### 1 情報提供・情報共有

メーリングリストやLINEなどを活用して、ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。

#### 2 研修会（年2回）

委員会活動についての研修会や多職種が関心をもてる研修会を検討し開催する。

前期（4～9月）外部講師による研修会開催

後期（10月～3月）外部講師による研修会開催

#### 3 会員同士の親睦を深める

年1回（12月：長門市内）、懇親会を開催する。

- ・基礎研修や認定社会福祉士、委員会の活動内容を懇親会で紹介する。
- ・自分の働いている職場、仕事内容についての紹介、情報共有、会員同士の交流。
- ・LINEグループを活発に利用し、会員相互の繋がりを深める。

### 全ブロック共通事業

#### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

#### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

#### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

#### 4 会員数の増加

新規会員数5名を目指し、入会促進を図る。

#### 5 基礎研修Ⅰ中間課題の取り組みへの協力 **新**

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

（基礎研修Ⅰの中間課題の一つに、他領域におけるソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割を、所属組織以外の施設や事業所（独立型社会福祉士事務所を含む）で活躍している先輩社会福祉士から話を聞き、所属組織以外の社会福祉士が抱えるソーシャルワーカー

一としての現状と課題について考察しレポートを作成する課題があり、所属ブロック会員の社会福祉士からは、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の視点」から、「所属組織の機能・役割、社会福祉士として担っている役割・担うべき役割、実際の現場での業務内容、ソーシャルワーク専門職として必要な知識・技術、社会福祉士として抱えている課題」など話を聞ける場の調整を行う。）

#### 公益事業部協働事業

##### 1 キャリア教育推進委員会

社会福祉士・社会福祉士会のPR活動の一環として、社会福祉士養成校の至誠館大学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

#### ■下関市ブロック

○ブロック選出理事：吉村直美

○ブロック長名：佐藤義浩

○執行部：榊田智寛（副ブロック長）、石塚忠志、花貫一博、田中英之、小川清子、朝原博順

#### 【重点目標】

- 複雑且つ多様な社会環境の変化にとまどない、変化する福祉課題について把握していく。
- 勉強会を通じて、関係機関・団体等と交流をはかり、地域のネットワークの環境整備をする。
- 定例勉強会、ミニ座談会、福祉啓蒙活動を通じて、会員同士のつながりを図る。また、新規加入者の掘り起こしをする。
- 県事務局のホームページを活用して、各活動の案内等の周知を図る。

#### ブロック独自事業

##### 1 研修会

年3回の研修会の実施

##### 2 施設見学会

年1回の施設見学の実施予定

##### 3 地域活動への参加

社会福祉士の認知度をあげていくために、「馬関祭り愛の広場」への参加予定

##### 4 他団体との連携

他職能団体との研修を検討する。

#### 全ブロック共通事業

##### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

##### 2 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

##### 3 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

##### 4 会員数の増加

新規会員数14名を目指し、入会促進を図る。

#### ブロック持ち回り事業

##### 1 ソーシャルワーカーデーin やまぐち

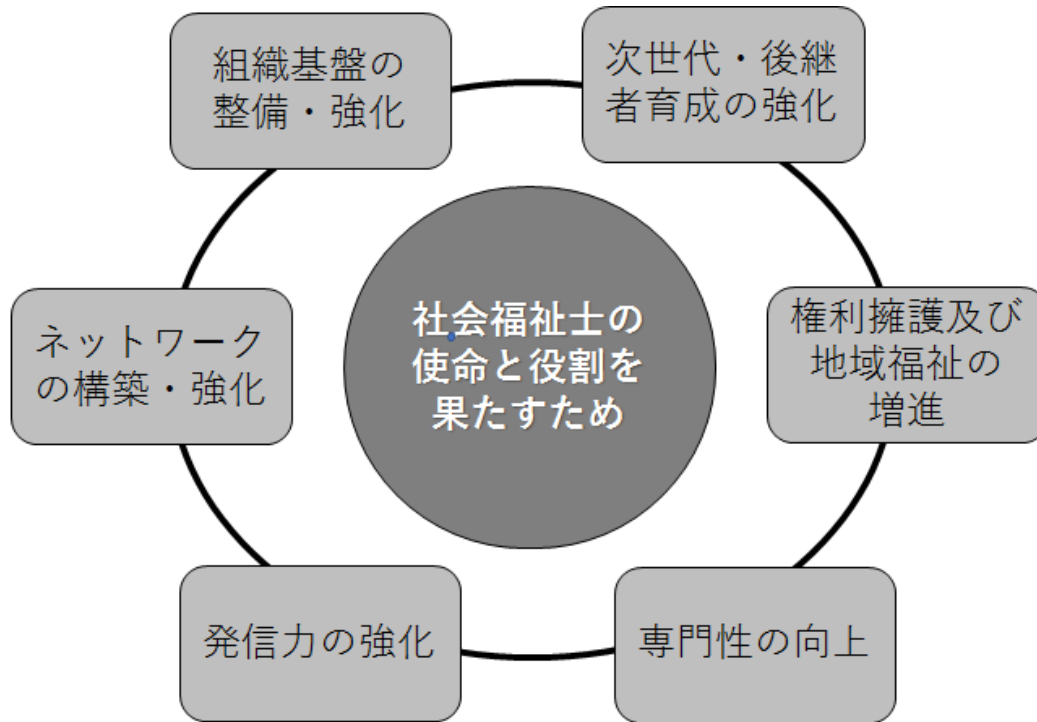
ソーシャルワークの専門職団体との共催で、学生や県民にソーシャルワーカーの存在と役割や魅力を発信する。今年度の企画運営は、西部ブロック（下関市ブロック、山陽小野田市ブロック、宇部市ブロック）が担当する。

一般社団法人山口県社会福祉士会  
第一期中期計画（2020～2024 年度）

私たちは、社会福祉士の倫理を確立し、専門的スキルを研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与します。

そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第一期中期計画（5 年目標 2020-2024）を策定しました。

第一期中期計画（2020～2024 年度）では、次の 6 つの基本方針に基づき、ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担えるよう目標の達成を見据えた取り組みを推進します。



組織基盤の整備・強化	次世代・後継者育成の強化	権利擁護及び地域福祉の増進	専門性の向上	発信力の強化	ネットワークの構築・強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 強い組織化</li> <li>■ 会員支援の整備・強化</li> <li>■ 事務局体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次世代育成の取り組み強化</li> <li>■ 後継者育成の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ブロック活動部の強化</li> <li>■ 公益事業部の強化・拡充</li> <li>■ 委託事業部の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ キャリアアップ体制の強化</li> <li>■ 専門的・実践能力の向上</li> <li>■ 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報発信の強化</li> <li>■ 社会的認知度の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会員相互の交流促進</li> <li>■ 行政との連携</li> <li>■ 県内のソーシャルワーカー関係団体との連携</li> <li>■ 県内のソ</li> </ul>

					一シヤル ワーカー 関係団体 以外との 連携
--	--	--	--	--	------------------------------------

基本方針		目標	事業項目
分類	内容		
組織基盤の整備・強化	1 強い組織化	① 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中期計画の評価</li> <li>■ 重点目標の設定</li> </ul>
		② 会員数の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 目標会員数の確保</li> <li>■ 退会抑制策の検討・実施</li> </ul>
		③ 会員参加の法人運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会活動へのマンパワーの拡大</li> </ul>
		④ 組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本会の業務遂行の決定と監督の強化</li> <li>■ 身近な地域での活動の場づくりの推進</li> </ul>
		⑤ 財政の健全化・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 財源と事業の均衡状態の確立</li> <li>■ 新たな収入源の確保</li> </ul>
	2 会員支援の整備・強化	⑥ 網紀案件対応の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本会独自の網紀案件対応システムの検討</li> </ul>
		⑦ スーパーバイズ機関の整備・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スーパーバイズ機関の整備</li> <li>■ ストレスケア仕組みの構築</li> <li>■ 会員の権利擁護的機能の検討</li> </ul>
	3 事務局体制の強化	⑧ 業務運営の安定化と効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業運営と推進のサポート強化</li> <li>■ 研修に係る作業の効率化</li> <li>■ 事務の効率化</li> <li>■ 福利厚生改善</li> </ul>
次世代・後継者育成の強化	1 次世代育成の取組み強化	① 子どもへの働きかけ推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会福祉士を目指す子どもを増やす</li> <li>■ 福祉教育の増進</li> </ul>
		② 養成施設への働きかけ・連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会の意義・入会の意義・会の魅力の発信</li> <li>■ ソーシャルワーク実践事例の紹介</li> <li>■ 養成施設との連携強化</li> </ul>
		③ 資格取得支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会福祉士全国統一模擬試験の充実</li> </ul>
	2 後継者育成の強化	④ 社会福祉士実習指導者の養成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実習指導者の養成</li> <li>■ 実習現場の支援の推進</li> <li>■ 養成カリキュラムの改訂を踏まえたフォローアップ研修の実施</li> </ul>
権利擁護及び地域福祉の増進	1 ブロック活動部の強化	① ブロック活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 活動量の最低水準化</li> <li>■ 地域に即した活動の強化</li> <li>■ 会員ファーストの活動重視</li> <li>■ 会員相互交流の活性化</li> <li>■ 計画に応じた財源導入の意識化</li> <li>■ まちづくりへの参画推進</li> <li>■ 社会貢献活動の展開</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 権利擁護センターばあとなあ山口委員会活動の充実・拡大</li> </ul>
	2 公益事業部の強化・拡充	② 権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 権利擁護センターばあとなあ山口委員会活動の充実・拡大</li> </ul>
		③ 子ども家庭支援に関する事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SSW 委員会活動の充実・拡大</li> </ul>
		④ 罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 刑事司法ソーシャルワーカーの養成に向けた検討</li> </ul>
	3 委託事業部の強化	⑤ 災害支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対応ガイドライン及びマニュアルの周知</li> <li>■ 災害マニュアルの実効性の向上</li> <li>■ 災害支援協力員の拡大</li> <li>■ 災害支援協力員のネットワークの推進</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害者権利擁護センター運営事業の充実</li> </ul>
		⑥ 障害者の虐待防止・権利擁護の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者虐待対応関係者研修の充実</li> <li>■ 権利擁護支援専門職チームの機能強化</li> </ul>
			⑦ 高齢者の虐待防止・権利擁護の増進
⑧ 専門性の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな委託事業の獲得</li> </ul>		

基本方針		目標	事業項目	
分類	内容			
専門性の向上	1 キャリアアップ体制の強化	① 生涯研修の普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生涯研修制度の周知</li> <li>■ 企画運営への活動率の向上</li> </ul>	
	2 専門的・実践能力の向上	② 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域を基盤として、独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取り組み促進</li> <li>■ ジェネラルな視点を持ったスペシフィックなソーシャルワーカーの育成（ジェネラリスト・ソーシャルワーカー、スペシャリスト・ソーシャルワーカーの育成）</li> <li>■ 理論とアプローチに基づいた実践力の向上</li> <li>■ 高い倫理観の確立</li> </ul>	
			③ 実践研究・実践報告の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実践を発表する機会の確保</li> <li>■ 実践力の向上</li> <li>■ 報告力の向上</li> <li>■ 実践研究の質の向上</li> </ul>
			④ e-ラーニングの普及・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ e-ラーニングの周知</li> </ul>
			3 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進	⑤ 基礎研修の促進・充実
	⑥ スーパービジョン体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バイザーの育成とフォローアップの推進</li> <li>■ コーディネート体制の確立</li> </ul>		
	⑦ 認定社会福祉士の資格取得支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取得しやすい環境の整備</li> <li>■ 認定社会福祉士へのフォローアップ</li> </ul>		
	発信力の強化	1 情報発信の強化	① 会の役割・責任・魅力発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報発信の内容や方法など検討体制の構築</li> </ul>
		2 社会的認知度の向上	② 社会福祉士の役割と機能の浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個々の社会福祉士の存在感をソーシャルワーカー関係団体以外や企業・異業種にも発信</li> </ul>
	ネットワークの構築・強化	1 会員相互の交流促進	① 会員相互交流の場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個々の社会福祉士の存在感を発信</li> <li>■ SNSなどの電子情報媒体の活用</li> <li>■ ネットワークリストの普及・拡大</li> </ul>
2 行政との連携		② 行政との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における活動基盤の強化・拡大</li> </ul>	
3 県内のソーシャルワーカー関係団体との連携		③ 山口県ソーシャルワーカー連盟との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SWDの協働開催</li> <li>■ ソーシャルアクションの推進</li> </ul>	
		④ 四会連絡協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 司法と福祉の連携強化</li> </ul>	
4 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携		⑤ 分野別団体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山口県弁護士会との連携強化</li> <li>■ 山口県社会福祉協議会との連携強化</li> <li>■ 研修などの後援申請の増進</li> <li>■ 連絡会等への参画</li> <li>■ 多職種・異業種との協働事業の展開</li> </ul>	
			⑥ 日本社会福祉士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連合体としての連携</li> </ul>
5 県外のソーシャルワーカー関係団体との連携		⑦ 中国ブロック県士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中国ブロック会議への参画推進</li> <li>■ 基礎研修における連携</li> <li>■ 認証された研修に関する連携</li> </ul>	
			⑧ 都道府県社会福祉士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基礎研修における連携</li> <li>■ 近隣県士会との情報交換</li> </ul>